

H30総合評価(建設系)ガイドライン等説明会

平成30年度工事の総合評価方式ガイドラインの改定について

○**施工能力評価型**において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術活用方針**を求め評価する。

評価方法 (評価の考え方)

1. 技術的能力の審査及び総合評価に関する事項

- ・新技術の活用方針に関する審査

発注者がテーマを設定し新技術活用方針の提出を求める。

2. 企業の技術力(加算点)

提出された新技術活用方針により、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術が提案され、その提案が有効かつ具体的であると評価した場合に加算点を与える。

なお、NETISに登録されていない技術(※)であっても、有効性が確認される場合は加算点を与える。

3. 加算点

(※)NETIS掲載期間が終了した技術等

企業の能力等で加点

【新技術を活用した場合の加算点(例)】

評価項目		施工能力評価型
企業の能力等	有効な新技術の活用	1点

○段階的選抜方式を実施する工事において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する。

評価方法（評価の考え方）

1. 対象工事

一般土木工事A等級、建築工事A等級等

2. 配点例

段階的選抜 評価項目		評価基準	配点
企業の 能力等	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

3. 認定等の確認方法

- ・ 提案書を求める際、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を様式にて確認する。
- ・ 認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付させ、これにより確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）



	平成30年度～31年度の適用対象額	
	国の機関	地方公共団体
建設工事	<p>6.8億円</p> <p>↑</p> <p>7.4億円 (平成28年度～29年度)</p>	<p>22.9億円</p> <p>↑</p> <p>24.7億円 (平成28年度～29年度)</p>
建設コンサル	<p>6,800万円</p> <p>↑</p> <p>7,400万円 (平成28年度～29年度)</p>	<p>2.2億円</p> <p>↑</p> <p>2.4億円 (平成28年度～29年度)</p>

※ 独立行政法人・特殊会社等については法人等により適用対象額が異なる。

(過去の適用額の推移)

		H20～H21	H22～H23	H24～H25	H26～H27	H28～H29
建設工事	国の機関	7.9億円	6.9億円	5.8億円	6.0億円	7.4億円
	地方公共団体	26.3億円	23.0億円	19.4億円	20.2億円	24.7億円
建設コンサル	国の機関	7,900万円	6,900万円	5,800万円	6,000万円	7,400万円
	地方公共団体	2.6億円	2.3億円	1.9億円	2.0億円	2.4億円

○政府調達協定(WTO)対象工事がH30年4月1日以降契約する工事より、**7.4億円から6.8億円へ引き下げ**

変更内容

本官・分任官	入札方式	工事種別										
		一般土木 建築		As舗装		造園		電気設備 暖冷房衛生		鋼橋上部		ランクのないもの (P.C.塗装, 維持修繕, 機械設備, 通信設備, 受変電等)
	一般競争入札 (政府調達)	※経営事項評価点数 1200 ※1 ↓ 入契で決定 1000 ※2 (ランクなし)	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	
本官契約	一般競争入札	7.2	Aランク									
		6.8										
分任官契約	一般競争入札	3.0	Bランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク		ランクなし	
		0.6	Cランク									
	3億円	0.5		Bランク								
		0.25			Bランク							
		2.0					Bランク					
		0.5					Cランク					
		0.5						Bランク				

監理技術者の資格は有するものの、現場経験が少ないなど、監理技術者として工事に従事しにくい若手技術者の育成、技術力向上をめざし、監理技術者に加え経験等豊富な専任補助者を配置する(専任補助者を評価対象者として追加)工事を、平成24年度から総合評価を適用する工事全てにおいて試行しており、専任補助者を配置するかどうかについては競争参加者が自由に選択できる。

【一部改良】 従来の専任補助者制度において、同種工事の実績に代え要件緩和したBタイプを試行。
(従来の制度はAタイプとし、実施の有無・タイプについては競争参加者が自由に選択可)

平成25年4月より試行

従来のAタイプ

	若手 監理 技術者	専任 補助者
資格	必要	必要
同種実績	必要	必要
加算点	なし	なし

平成30年4月から試行

Bタイプ

	若手 監理 技術者	専任 補助者
資格	必要	必要
同種実績	代要件	必要
加算点	なし	なし

代要件: 監理(主任)技術者は、同種工事の実績に代え、

「過去5年間に沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く。)の工事の現場代理人もしくは監理(主任)技術者としての施工経験があること」